

＜資料 1＞

令和 6 年度介護報酬改定における 経過措置等について

令和 7 年 6 月 24 日

伊賀市健康福祉部介護高齢福祉課

【経過措置期間の終了】：令和7年3月31日まで

- 1 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について
- 2 身体的拘束等の適正化
- 3 書面掲示規制の見直し
- 4 介護職員の処遇改善

【経過措置期間の継続】：令和9年3月31日まで

- 5 協力医療機関との連携体制の構築
- 6 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

＜令和6年度介護報酬改定に伴う経過措置一覧＞

内 容			地域密着型（介護予防）サービス							居宅介護支援	介護予防支援	総合事業		
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	（予防）認知症対応型通所介護	（予防）小規模多機能型居宅介護	（予防）認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設			看護小規模多機能型居宅介護	訪問型サービス	通所型サービス
1	R7.4.1～	業務継続計画未策定減算	●	●							●	●	●	
2		身体的拘束等の適正化					●			●				
3		書面掲示規制の見直し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4		介護職員の処遇改善	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●
5	R9.4.1～	協力医療機関との連携体制の構築							●					
6		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保・・・					●	●	●	●				

【1. 業務継続計画未策定減算】

※感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定が義務付けされています。

◎ **以下の基準を満たしていない場合は減算になります。**

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

【2. 身体的拘束等の適正化】

※身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることが義務付けされています。

◎以下の措置を講じていない場合は**減算**になります。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を適的に実施すること。

【3. 書面揭示規制の見直し】

※運営規程の概要、介護職員等の従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けされています。

◎法人のホームページ、若しくは情報公表システムへ掲載しなければならない。

【4. 介護職員の処遇改善】

※介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、これまでの「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算」について、各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた**4段階（Ⅰ～Ⅳ）**の「**介護職員等処遇改善加算**」に**1本化**が行われています。

◎加算の趣旨

- I …… 事業所内の経験・技能のある職員を充実
- Ⅱ …… 総合的な職場環境改善による職員の定着促進
- Ⅲ …… 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
- Ⅳ …… 介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

(加算率)

サービス区分	介護職員等处遇改善加算			
	I	II	III	IV
夜間対応型訪問介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%

※新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することになっていますが、事業所内での柔軟な配分も認められています。

【5. 協力医療機関との連携体制の構築】

※入所者の病状の急変等に備えるため、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより、当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- ① 入所者(利用者)の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（③は病院に限る）

(留意事項)

- ① 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。
- ② 入所者(利用者)が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所(入居)させることができるように努めること。

◎令和9年3月31日まで経過措置あり

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）においては、前頁の①及び②が努力義務となっています。

【 6 . 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置】

※業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催することが義務付けられます。

◎令和9年3月31日まで経過措置あり

〈資料2〉

オンライン申請について

令和7年6月24日

伊賀市健康福祉部介護高齢福祉課

令和2年12月に総務省が策定した「自治体DX推進計画」の方針に基づき、令和5年度から介護保険の以下の手続きについてオンライン申請を導入しています。

- ①要介護・要支援認定の申請（新規・更新・区分変更・転入）
- ②居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出
- ③介護保険被保険者証等の再交付申請
- ④高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑤介護保険負担限度額認定申請
- ⑥福祉用具購入費支給申請（償還払い・受領委任払）

<オンライン申請の方法について>

①伊賀市ホームページの下記画面から

伊賀市役所デジタル行政サービス

[公開日：2023年1月1日] [更新日：2023年5月10日] ID:10475

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



ポチッと申請 行政手続オンライン申請サービス

スマートフォンを通じていつでも・どこでも各種証明書の交付申請や、行政手続が出来るサービスです

<オンライン申請の方法について>

②下記の手続き一覧から該当の手続きをクリックする。

介護保険制度	要介護、要支援認定（新規・更新・区分変更・転入）	介護高齢福祉課 電話 0595-26-3939 ファックス 0595-26-3950
	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	
	介護保険被保険者証等の再交付申請	
	高額介護（予防）サービス費の支給申請	
	介護保険負担限度額認定申請	
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（償還払）	
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（受領委任払）	

<オンライン申請の方法について>

③申請の入力にあたり、次のどちらかの方法でログインする必要があります。

(1) Graffer (グラファー) のアカウントを取得しログインする。
アカウントを取得すると、申請の一時保存や申請履歴の確認が可能になります。

- ・メールアドレス、Google、LINEのいずれかで登録。

(2) メールアドレスの認証を行いログインする。

<オンライン申請の方法について>

- ④添付書類等は、写真撮影のうえ画像を添付してください。
*介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、身元確認書類等。
- ⑤原本の提出が必要なものは、後日、郵送等により提出してください。
- ⑥申請後、受付されれば、登録されたメールアドレスへ「受付しました」とメールで通知が届きます。
- ⑦申請内容に不備や誤りがある場合は、「差し戻し」や「取下げ」などの通知がメールで届きますので、その場合は再度申請が必要です。
- ⑧申請手続きが完了した際には、「完了しました」との通知がメールで届きます。

<資料3>

その他

①電子申請届出システムについて

②要介護・要支援認定更新申請のお知らせ（勸奨通知）について

令和7年6月24日

令和●年●月 受付開始！

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」による受付を開始します！

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。〇〇（自治体名）でも、令和●年●月（受付開始時点）より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始します。

●介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

●本システムより受付可能な電子申請・届出の種類



●本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 gBiz IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください！



●本システムは、**gBiz ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログイン**いただきます。

gBiz IDは、**法人・個人事業主向け共通認証システム**です。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



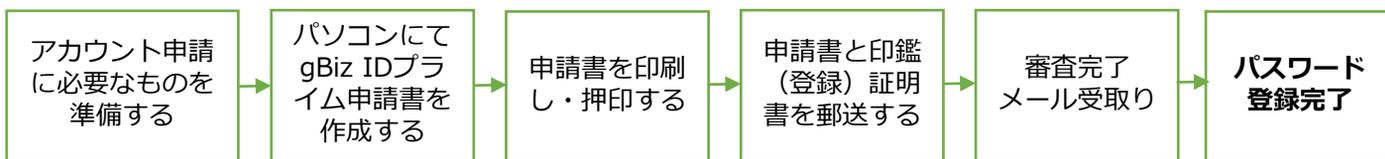
●gBiz ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

（gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。）

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！**



●gBiz IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご利用**いただけます。

【gBiz IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）

日本年金機構
「社会保険手続きの電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・融資電子申請システム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金2023」

●詳細については**デジタル庁 gBiz IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



Web表示確認

[13173] : 介護保険 要介護・要支援認定更新申請お知らせ通知（更新勧奨通知）の送付終了について

スマートフォン表示確認

ソースを確認する

読み上げ順を確認する

添付ファイル一覧

コントラストチェッカー

画像として保存する

閉じる



トップ

防災・暮らし

健康・福祉

教育・文化
スポーツ

観光情報

市政情報

現在位置 [トップ](#)

あしあと

介護保険 要介護・要支援認定更新申請お知らせ通知（更新勧奨通知）の送付終了について

[公開日：2025年6月10日] [更新日：2025年6月10日] ID:13173

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



介護保険 要介護・要支援認定更新申請お知らせ通知（更新勧奨通知）の送付を終了します

伊賀市では、要支援・要介護認定期間が満了する方に対し、更新申請の案内（勧奨通知）を送付していましたが、令和7年9月送付分（令和7年11月末有効期間満了）をもちまして、書面でのお知らせを終了いたします。

更新申請お知らせ通知（更新勧奨通知）の送付終了の理由

介護保険制度が開始してから20年以上が経過し、更新制度が浸透していること。居宅介護支援事業所や介護施設の皆さまのご協力により、多くの更新申請が滞りなく手続きされていること。また、勧奨通知を送付することにより、介護保険サービスの利用予定がない方が「更新しなければならない」と思われること等を考慮して、書面での通知を終了することにいたしましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

介護事業者の皆様へ

事業所の皆様におかれましては、介護保険の事業・施設の各運営基準（厚生労働省令）により、当該利用者が認定有効期間満了日の30日前までに更新申請をおこなうよう必要な援助をおこなわなければならない、と定められていることから、各利用者の有効期間の把握、更新申請の援助につきまして、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

更新申請の手続きについて

介護保険サービスを継続して利用される場合は、更新の手続きが必要になります。更新の手続きは、有効期間が終了する60日前より可能です。

介護保険被保険者証に記載の有効期間をご確認のうえ、お手続きください。引き続き介護保険サービスの利用を希望する場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までに更新申請を行ってください。

要介護・要支援更新認定申請書は、ホームページおよび市役所本庁・支所の窓口で配布しています。また、オンラインでも要介護・要支援認定申請ができますので、ぜひご利用ください。

なお、介護認定審査の迅速化・効率化を図るためにも、サービスの利用がない方や、利用する予定のない方につきましては、サービスを利用される際に新規で申請していただきますようお願いいたします。

申請書のダウンロード

[w 介護保険要介護・要支援認定申請書 \(ワード形式、77.00KB\)](#)[r \(記入例\) 介護保険要介護・要支援認定申請書 \(PDF形式、302.01KB\)](#)

オンライン申請

お問い合わせ

伊賀市役所健康福祉部介護高齢福祉課

電話：0595-22-9634

ファックス：0595-26-3950

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

お問い合わせフォーム

 [伊賀市デジタル行政サービス](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[▶ RSS配信について](#) [▶ 個人情報の取り扱いについて](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 市役所案内（交通アクセス）](#)



伊賀市役所 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

電話（代表）：0595-22-9611 ファックス:0595-24-2440

開庁時間：土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前8時30分から午後5時15分（※補足）窓口の延長：開庁日の木曜日は証明窓口（住民課、課税課、収税課）を午後7時30分までご利用いただけます。

Copyright (C) Iga city All Rights Reserved.